

## 海外社会保障カレント・トピックス(6)

1982年7月～9月

厚生省大臣官房国際課

### はじめに

国家財政の悪化の一因が社会保障支出の増大にあるとの認識の下に、欧米各国が、それぞれ社会保障経費の抑制のための具体的施策を講じ始めた。これが、今回の主要なトピックである。

まず、アメリカでは、83～85年度の3年間で大規模な増税及び歳出削減を目指す予算関連の2つの法律が成立し社会保障関係予算が大幅に削減されることとなった。

また、西ドイツでは、財政再建を目指した超緊縮型の83年度予算案において、社会保障関係予算が大幅に削減された。

一方、フランスでは、社会保障の赤字問題解決のための切り札としてP・ベルゴボア氏を国民連帯大臣にあて、対応策の検討を開始した。さらに、スウェーデンでは、経済不振の下で社会保障政策の調整案が国会に提出された。

なお、その他のトピックとして、イギリスにおける社会保障事務の電算化計画と、最近総人口が10億760万人(7月の調査結果)に達したことが明らかになった中国の人口政策の現状とを取り上げてみた。

### 1. アメリカ —— 社会保障関係予算削減を含む予算関連二法の成立

レーガン政権下における社会保障関係予算削減のいわば第2ラウンドとして、米国会は、8月、予算関連法を一括して改正する2つの法律を可決した。1つは、83～85年度の3年間で983億ドルに上る増税及びメディケア(老人等健康保険制度)等当然移転費を中心に175億ドルの歳出削減を内容とする「1982年租税の衡平及び財政の責任に関する法律」(以下「租税法」と略称する。)であり、もう1つは、租税法ではカバーできない領域において、向こう3年間に133億ドルの歳出削減を行うことを内容とする「1982年予算関係一括調整法」(以下「予算法」と略称する。)である。この2つの法律による社会保障関係の措置を概説すれば、次のとおりである。

#### A 医療保障関係

- (a) メディケア(老人等健康保険制度)に関する改正

医療費の急増により1980年代後半

には危殆に瀕することが予想されるメディケア財政の立直しを図るため、メディケア病院医療費の合理化措置として、①病院通常経費の包括償還の範囲拡大、②病院医療費上昇率に関する暫定的上限設定、③支払い額事前決定方式の検討等が行われることとなった。また、メディケア保険税(料)増収のための受益者負担強化措置として、④連邦公務員に対するメディケア病院保険税の課税、⑤メディケア保険料の引上げ等を実施することとされた。

(b) メディケイド(低所得者医療扶助制度)に関する改正

費用負担の適正化を図るための措置として、①名目的一部負担の適用範囲拡大、②退所の見込みのない看護施設入所者の資産に対する先取特権の設定、③過誤支給に対する連邦補助の制限等が実施されることとなった。

B 所得保障関係

(a) 年金改正問題

当然移転費予算の過半を占める社会保障年金については、一切手が触れられておらず、本年度末までに改革案をまとめるため審議を行っている「社会保障年金改革国民審議会」の結論待ちという状況である。

(b) AFDC(児童扶養家庭扶助)に関する改正

AFDC支給の適正化を図る措置として、①支給要件の厳格化、②同居者がいる場合の給付額の減額調整、③受給者及び申請者に対する求職活動の義務付け等

が実施されることとなった。

(c) 食料切符(低所得者生活扶助制度)に関する改正

食料費物価調整方式を修正し、算定額を抑えるとともに、受給者に対する求職義務の強化、不正行為に関する罰則の強化等の措置を講ずることとされた。

(d) 補足年金、軍人恩給、失業保険に関する改正

給付額算定細則の修正等がなされることとなった。

(e) 私的年金に関する改正

①企業年金等給付の上限の引上げ、②トップ・ヘビー・プランにおける権利付与拡大等により私的年金制度内の不均衡是正がなされることとなった。

いずれにせよ、今後のアメリカの社会保障の動向に重大な影響を及ぼすことが予想される、11月に迫っている中間選挙後の議会の動き、年金改革審議会の審議結果が大いに注目されよう。

2 西ドイツ——83年度予算案における社会保障関係経費の大幅削減

西ドイツ政府(当時シュミット首相)は、9月7日総額2.500億5,000万マルクの83年度予算案を閣議決定した。

本予算案は、今年に比べわずか1.9%の伸びでGNP(名目6.5%、実質3%の見込み)をかなり下回っており、経済不振の中で支出を抑制することにより、財政再建を目指したもので、「西ドイツ建国以来の緊縮財政」(ラーシュタイン蔵相)となった。

その中では、特に社会保障経費を中心に消費的歳出の節減に重点が置かれたのが注目を引く。このための措置として主要なものを掲げると、次のとおりである。

- (a) 年金生活者に対する疾病保険拠出料の支払義務導入（83年：1%，84年：2%，85年：3%，86年：4%）
- (b) 失業者年金、疾病保険に対する連邦保険に対する連邦雇用庁負担分の見直し（算定基礎を直近所得額の100%から70%に引き下げる）
- (c) 失業保険料の0.5%引上げ（現行4%～4.5%，3年間の時限措置）
- (d) 被用者年金保険に対する連邦補助金の削減（13億マルク）
- (e) 疾病保険金庫負担改善（15億マルク）（処方箋手数料の引上げ，一部薬代の自己負担，入院患者に対する毎日5マルク（最初の1週間に限り）の自己負担制度導入等）

### 3. フランス——社会保障の赤字問題への挑戦

6月29日、フランス大統領府は、内閣改造（モーロア首相）を行い、社会保障の巨額の赤字問題を抱える国民連帯大臣に経験豊富かつ有能なP.ベレゴボア氏を据えた。

社会保障の赤字問題を解決することは、同内閣の緊急課題であるため、本年末までには、何らかの対応策が求められている。現在、検討されているものは、社会保障全体としての措置ではなく、健康保険、老齢年金、家族手当という各部門毎の次のような改革案である。

- (a) 健康保険に関しては、節約策が真剣に

検討されており、1983年病院予算から入院料として1日当たり30フラン程度徴収する予定である。

- (b) 家族手当に関しても、掛金、手当双方につき見直しが行われており、家族の収入に合わせて支給することになれば、企業の負担軽減にもつながるので、今回の見直しは一部野党の支持も得ている。
- (c) 老齢年金に関しては、1983年に掛金の引上げが行われよう。また、ベレゴボア大臣は、60歳定年制の実施をスムーズにするため、60歳から65歳間中継ぎ制度の必要性も表明している。

今のところ何も決定されていないが、社会保障手当の物価スライド制の見直しも必要とみられている状況下で、ベレゴボア大臣は、年金受給者と給与所得者との関係（給与にスライドして年金額が決定される）を保つため、年金額算定を給与決定と同じ方法で行うことができるかを検討させている。同氏が果たして財政立直しの救世主になれるか、今後の“お手並拝見”といったところである。

### 4. スウェーデン——社会保障政策の調整案

スウェーデン政府は、8月、社会保障の調整案を国会に提出したが、それによると、一般社会保険システムが、現行の社会保障プログラムにとって代わることになる。調整の理由は、現行のプログラムではシステムの履行を開始する以前に国会の認可が必要なためである。

導入予定の新しい社会保険システムは勤労保険、児童手当、住宅補助、障害者援助

の4要素から成るが、まだ十分な決定が下されていない問題もあり、今後、一層の研究と調査が必要である。

今回の法案は、一般社会保険のモデルを研究する委員会のレポートに基づくものである。その具体的内容としては、①勤労保険が疾病、医療、労働市場政策、成年者対策、兵役、退職、職場での障害等に対する全手当を包括し、②児童手当が、現在、一般の枠内で施行中の多くの児童援助法や、その他試験段階にある政策、予備法案を統合する。また、③子供のいる家庭や独身の人々、年金受給者に対する国の手当は、地方自治体の場合と同様、住宅補助金の管轄となり、④障害者手当は、現行の障害者及び医療手当関係の補償を包含する。ただし、(e)ある種の勤労保険、児童手当、住宅援助は、まだ試験段階にあるその他の保険の従属となる。

社会保障システムの調整及び簡素化が強く望まれている現在、修正案は、個人の法的権利を逸する危険を減ずると同時に、合理化の必要条件を満たし、節約をも達成することとなろうと期待されている。

**5. イギリス——社会保障事務の電算化計画**  
イギリス保健社会保障省は、社会保障事務の全面的な電算化計画を策定した。

計画は、現在30種類以上に及ぶ社会保障給付につき、その全ての事務を電算化しようとするもので、10年計画で行われる。(このため、11万7千人の関係職員の訓練が実施される)これにより、各地方社会保障事務所にマイクロ・コンピューターが設置されるため、これまで給付申請者は、

給付の種類毎に異なる事務所を訪れる必要があったものが、一つの事務所を訪れば用が足りることになる。

この電算化計画の趣旨は、事務の合理化とサービスの向上であり、現在年間14億ポンドにもものぼる行政経費の節減にも効果を発揮するものと期待されている。

#### 6. 中国——人口政策の現状

中国政府は、「人口抑制は中国の基本的国策であり、長期的戦略任務を堅持していかなければならない。人口抑制、計画生育に4つの近代化の成否がかっている。」という認識の下に、今世紀末の人口を12億以内に抑制することを目標とし、当面は、第6次5か年計画を達成することを重点として、次の7項目の人口政策強化により目標の達成を図ることとしている。

- (a) 宣伝教育活動の強化。特に8億農民に対する宣伝教育活動の強化。
- (b) 全面的に、かつ正確に党の政策を実行すること。
- (c) 農民の要求及び生産の需要に応じ、各種の計画生育活動を更に完成し高めていくこと。
- (d) 深く調査研究し、各地域の状況に応じ、異なる指導を行うこと。
- (e) 計画生育の科学研究を強化し、避妊薬・器具の生産、配分活動を高めること。
- (f) 計画生育の技術指導を強化し、計画生育方面の手術の技術を向上させること。
- (g) 各レベルの計画生育行政部門を強化すること。